

ひかり協会の目的と事業

ひかり協会は、1974年(昭和49年)に、厚生省(現、厚生労働省)の許可を受けて設立された公益法人で、森永ひ素ミルク中毒事件被害者のための救済事業を行っています。ひかり協会は、大阪市に法人事務所(本部事務局)を置き、全国に7地区センター事務所と2出張所を設置して、被害者の健康の回復・増進と社会的自立・発達を図るための各種の救済事業を実施しています。

ひかり協会の目的

この法人は、森永ミルク中毒事件に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査、研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資することを目的とする。(定款第3条)

ひかり協会の事業

1. 継続的健康管理
2. 治療・養護
3. 生活保障・援護
4. 教育・保護育成
5. 相談・判定及び指導
6. 関連する調査・研究
7. 森永ひ素ミルクの飲用者認定事業
8. その他目的達成に必要な事業

(定款第4条要約)

ひかり協会が行う事業に対して、国(厚生労働省)をはじめ、地方公共団体(都道府県の関係諸機関や市町村)のご協力をいただいています。この行政協力については、1955年(昭和30年)の森永ひ素ミルク中毒事件の発生当時の処理、及びその後事件の解決のため、国(厚生労働省)・自治体が行政の立場からとりくんできたこと、ひかり協会設立にあたっては、国が「全面的協力」を確約したことによるものです。このような経過から、厚生労働省は健康・生活衛生局総務課が、都道府県は事件当時の処理にあたった主管課などが、ひかり協会の窓口課として行政協力を担当しています。